

緑海小学校いじめ防止対応基本方針

1 いじめの定義

(1)いじめ防止対策推進法第2条で、いじめの定義が次のとおり規定されている。

『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- ①「一定の人的関係」とは、学校内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童に関わっている仲間や集団(グループ)等、当該児童と何らかの人的関係を指す。
- ②「物的な影響」とは、身体的影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、いやなことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。
- ③「児童等」とは、学校に在籍している児童又は生徒をいう。児童生徒が市外に存在する学校に在籍する場合を含む。

(2)具体的ないじめの態様について

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
 - ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
 - ・軽くぶたれたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
 - ・ひどくぶたれたり、叩かれたり、蹴られたりする。
 - ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
 - ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
 - ・スマホ等でSNS等に、誹謗中傷を書き込まれる。
- ※消去されたものであってもいじめの対象となる。

2 いじめ防止及び発見について

(1)未然防止対策

①すべての児童にとって、安全で安心な学校・学級づくり

- ・児童が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業作りや集団づくりを行うことで、いじめの背景にあるストレス等の要因の解消を図る。
- ・児童及び保護者に、全校集会やHP等で、いじめ対策組織及びいじめ防止対応基本方針の存在と取組を説明し、周知する。
- ・インターネットを通じて行われるいじめに対して、ネット依存やSNSを介した犯罪者との遭遇、性的被害などの問題とも関連していることから、児童に対する情報リテラシー、情報モラルに関する教育を充実させる。

②いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり

- ・いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こり得ることを踏まえ、すべての児童を対象に指導を行う。
- ・相手を傷つけないために注意すべきことや、いやなことをされた時の対処の仕方あるいはいじめを疑うべき兆候やいじめを疑ったときにとるべき行動を児童に伝える。
- ・学校は、いじめられる側を「絶対に守る」という意思を示し、学級全体にいじめを許容しない雰囲気をつくる。
- ・いじめの傍観者は、いじめを肯定することであることを理解させ、いじめを抑止する仲裁者やいじめを告発する相談者への転換を促す。

③いじめの早期発見

- ・教職員による基本姿勢の共通認識・実践
- ・積極的ないじめの認知
- ・家庭や関係機関と連携、いじめに気づくネットワーク（いじめの相談・通報を受けられる窓口）の周知と拡大

※留意点

- ア 好意から起こった行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまった場合や、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者側へ謝罪し、教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等もいじめとして認知し、対策組織で情報を共有する。
- イ 1回のみで継続して行われた行為ではなくても、その行為によって児童生徒が心身の苦痛を感じている場合は、いじめとして認知して適切に対応する。

(2) 早期発見のための情報収集

①それぞれの立場での観察および情報収集

- ・授業、委員会、休み時間
- ・周囲の児童からの情報収集
- ・生活ノートや日記（意図的な情報収集の工夫が必要）
- ・保護者への問い合わせ（家庭生活での変化について）

②いじめ調査の実施（学校）定期的に実施〔毎学期〕

③教育相談週間から（「心の中の整理箱」・「心のアンケート」・個人面接）

④担任を中心とした関係職員の情報交換

(3) 校内体制

- ①打ち合わせ・職員会議・緑海っ子・いきいきプロジェクト委員会（いじめ対策部）等で情報共有の時間確保
- ②「重大事態ガイドラインのチェックリスト」を活用し、いじめ対策組織の平時からの

備えについて適切に実施できているか等，点検の実施

③学校いじめ防止対応基本方針が，校内の実情に即して，適切に機能しているかの点検と見直し

3. いじめ発生時について

(1)児童生徒の安全確保

いじめがあることが確認された場合，学校は直ちに，いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し，いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で，適切に指導する等，組織的な対応を行う。また，家庭や教育委員会との連携・相談や事案に応じ，関係機関との連携を進める。

(2)情報・指導・連携記録に残す

①整理内容（対策委員会で必要となる資料）

- ・いじめられている児童氏名・年組
- ・いじている児童氏名・年組
- ・いじめの状況（日時，場所，人数，態様や集団構造等）
- ・動機や背景（状況から推測される場合も）
- ・被害者及び加害者の言動や特徴
- ・保護者・教職員の有する情報
- ・周囲の児童の状況等
- *時系列で整理しておくこと
- *双方の事実認識を一致させておくこと
- *記録を残す。

②資料の保存期間

- ・アンケートの質問票の原本等の一次資料の保存期間は最低でも当該児童生徒が卒業するまでとする。
- ・アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は，指導要録との並びで保存期間は5年とする。

(3)組織的な対応全職員一致の取り組み(学校いじめ対策組織)

- ・全校あげて分掌組織を機能させる。
- ・調査や指導・援助等はチームを組み，組織的に対応。

① 児童・保護者への対応

- ・いじめられている児童側に立つ。（本人を守る姿勢を示す）
- ・親身になって聞く。（批判的・評価的な態度をみせない）
- ・今後の対応のあり方を本人と相談しながら決める。
- ・家庭訪問による概要を説明する。
- ・解決に向けた対応方策（本人が了解ずみ）への理解を得て，協力を依頼する。
- *状況により本人・保護者から要求事項がある。

②いじめている児童・保護者

- ・いじめの事実を確かめ、いじめの意識の有無を確認する。
- ・意識的の場合は、その非を指摘、納得させる。
- ・意識がない場合は、いじめを受けている側のつらさを教える。
- ・保護者に事実説明をし、解決に向けた協力を要請する。
- ・内規に基づく指導のもと改善がない場合は、出席停止等の法的措置もありうることも示唆する。

③周囲の児童

- ・いじめの不当性を指摘し、止める、教師に伝えることの正当性を教え、勇気ある行為であることを理解させる。
- ・いじめていた児童への2次的いじめが起きないように指導する。

(4) 発達段階に応じた指導

- ・指導にあたっては、発達段階に応じて、児童がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、正面から向き合うよう実践的な取り組みを行う。

4. 重大事態発生時について

- | | |
|-------------|------------------|
| (1) 市教委への報告 | 調査主体の決定を受ける。 |
| (2) 調査の実施 | 方法の検討・確認（市教委と連携） |
| (3) 調査結果の報告 | 設置者・被害者・加害者等 |
| (4) 再調査 | 要請があれば実施に協力 |

5. 事後指導と保護者との連携

- (1) 継続的観察
 - ・少なくとも3か月以上、経過観察をし、職員間で情報交換を行う。
 - ・いじめに係る行為が、継続的に3か月以上止むまで観察と情報交換を続ける。
- (2) 保護者との連携
 - ①加害児童、被害児童の保護者へ発生した事実、けがの有無、指導内容、対応(謝罪の有無、関連児童への指導内容)を正確に伝える。
 - ②被害児童が心身の苦痛を感じていないことを被害児童本人と保護者に面談等で確認する。
- (3) 心のケア（加害者・被害者・その他児童）
 - ・SCやSSW、弁護士、医師、警察官経験者等の専門性を生かしながら、アセスメントを実施する。
 - ・被害児童とその保護者への指導・援助方針の経過報告、心理的状态の把握を行う。
- (4) 出席停止等の検討

6 年間活動計画

月	活動	行事
4	緑海っ子・いきいきプロジェクト委員会 (生徒指導部)	始業式 入学式 いじめ防止啓発強化月間
5	緑海っ子・いきいきプロジェクト委員会 (いじめ対策部) 教育相談アンケート	教育相談月間 運動会
6	緑海っ子・いきいきプロジェクト委員会 (いじめ対策部) いじめアンケート	
7	緑海っ子・いきいきプロジェクト委員会 (いじめ対策部)	夏季休業
8	緑海っ子・いきいきプロジェクト委員会 (生徒指導部)	夏季休業
9	緑海っ子・いきいきプロジェクト委員会 (いじめ対策部) 教育相談アンケート	始業式 教育相談月間
10	緑海っ子・いきいきプロジェクト委員会 (いじめ対策部) いじめアンケート	陸上競技大会 人権教育推進月間
11	緑海っ子・いきいきプロジェクト委員会 (いじめ対策部)	向寒マラソン みどりみふれあいまつり 校内マラソン大会
12	緑海っ子・いきいきプロジェクト委員会 (いじめ対策部) 緑海っ子・いきいきプロジェクト委員会 (生徒指導部)	終業式 冬季休業
1	緑海っ子・いきいきプロジェクト委員会 (いじめ対策部) 教育相談アンケート	始業式 教育相談月間
2	緑海っ子・いきいきプロジェクト委員会 (いじめ対策部) いじめアンケート	学力検査
3	緑海っ子・いきいきプロジェクト委員会 (いじめ対策部)	6年生を送る会 卒業式 修了式

平成26年4月 策定, 施行

平成30年4月改定

平成31年4月改定

令和元年10月改定

令和2年 4月改定

令和3年 3月改定

令和4年 4月改定

令和5年 4月改定

令和5年10月改訂

令和6年 4月改定

令和7年 4月改定

いじめ対応の流れ

1. いじめ発見

(1) 基本姿勢の確認

日常の取り組み, 年間指導計画の共通理解・共通実践

↓

(2) 早期発見の徹底

↓

(3) 情報の共有化

↓

(4) 緊急いじめ防止対策委員会の招集 検討

◎メンバー 校長, 教頭, 教務, 生徒指導, 教育相談, 学級担任, 養護教諭

2. 発生

(1) 情報・指導・連携を記録に残す。

↓

(2) 全職員の取組み

- ・児童対応 (担任・全職員)
- ・保護者対応 (担任・教頭)
- ・職員対応 (教頭・生徒指導主任)
- ・マスコミ対応 (校長・教頭)
- ・関係機関連携 (教頭・生徒指導主任)

↓

- ・迅速対応の徹底 (いじめ対策組織)

3. 重大事態発生時

- | | |
|--------------|--------------|
| (1) 市教委への報告 | 調査主体の決定 |
| (2) 調査の実施方法の | 確認 |
| (3) 調査結果の報告 | 設置者・被害者・加害者等 |
| (4) 再調査 | |

4. 事後

- (1) 継続的観察 (全職員)
- (2) 保護者との連携 (担任)
- (3) 出席停止等の検討

◆基本姿勢◆

◇◎○□表記の基本姿勢確認

◇日常活動の充実を図り，全職員により計画的に実施する。	◇防止
◎いじめは，どこの学校でも，どの子どもでも起こる。	◎発見
◎早期発見・迅速対応が取り組みのカギとなる。	
○いじめは絶対許されない行為	○発生
○いじめを受けている児童を必ず守る。 (いじめを受けている児童の立場になって指導・援助する。)	
□いじめを受けている児童の日常生活・学習評価等の対応は随時検討する。	□事後

いじめ防止対応 構造図

いじめ未然防止対策としての日常実践

